

# 関西 労災職業病

関西労働者安全センター

1994.4.10発行〈通巻第227号〉 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目次

- 針灸訴訟いよいよ結審  
6/1法廷に結集を... 1
- 「働きすぎと健康障害」を読む... 2
- 藤原さん過労死  
不支給処分取消求め提訴... 5
- 前線から(ニュース)..... 6
- 実践・労災保険⑬..... 9
- 快適な職場環境について考えよう⑬..... 13

3月の新聞記事から  
表紙写真／藤原さん過労死行政訴訟提訴4/6 18

'944

# 労災針灸治療制限反対・375通達撤回・ 針灸訴訟控訴審

## いよいよ結審 6 / 1 (1:15pm)

### 大阪高裁83号法廷に結集しよう!

(大阪地下鉄淀屋橋下車北へ徒歩五分)

#### 最終準備書面、土肥反論意見書提出

労災保険における針灸治療を最長1年に画一的に制限した三七五通達による針灸治療打ち切り処分取消を求めて闘ってきた針灸裁判(原告 鈴木真規子さん(大阪地域合同労組))の控訴審が、六月一日、いよいよ結審を迎えます。

広範な反対の声を無視して、一九八二年に三七五通達が出されて以降、全国的な大量の治療打ち切り攻撃がかげられ、多くの頸肩腕障害・腰痛患者が自費治療を余儀なくされ、また、同時に労災そのものも打ち切られるという状況が生まれてきました。

そんな中で、大阪において鈴木さんを原告として行政訴訟を提起し今日まで法廷という場で闘ってきましたが、大阪地裁では残念ながら敗訴の苦渋を味わいました。その地裁判決は、「針灸の施術期間は六ヶ月ないし一年で足りるとする見解が有力」などと、被告国側の主張をそのままのみにした行政追隨の判決でした。

同時に、一年以上の針灸治療を必要とした鈴木さんのような患者について、い

わゆる「長期療養」の原因が「体質的・精神的」なものとだとして、そうしたもへの治療は認められないとする、極めて「偏見」に満ちた内容でした。

控訴審では、こうした医学的判断の根本的誤りについて、土肥徳秀医師(東京都補装具研究所所長・元筑波大助教授)の意見書、宇土博医師(友和クリニック所長・広島大講師)の証言によって完膚なきまでに粉碎してきました。原告側の立証に対して、被告国は、わずかに地裁段階で証言した松元司医師のつまらぬ反論意見書を提出してきたに過ぎませんでした。

昨年一二月には、東京高裁で三七五通達による労災打ち切りの撤回を求めた裁判が勝訴確定しており、針灸裁判への追い風が吹きはじめました。

結審の日の法廷には是非とも多くの仲間が皆さんが結集されんことを訴えます。

真実は必ず勝利することを信じて!

# 過労死労災認定を増やし働き過ぎ社会の改善を

注目される経済企画庁経済研究所の研究報告

今年一月七日に発表された経済企画庁経済研究所の研究論文「働き過ぎと健康障害―勤労者の立場からみた分析と提言」は、翌八日の朝刊各紙の第一面を飾り、注目をあびた。

これほどの反響を呼んだのは、同論文の内容が、現行のいわゆる「過労死」の労災認定基準が厳しすぎ、財政上の計算の上では、今の労災保険財政のままでも年間千件の労災認定をしても対応できるという趣旨の提言を含んでいるということによるものである。それを管轄省庁が違い、研究者個人の責任にもとづく論文とはいえ、政府の研究所による公認の研究報告であったために、さらに注目を集めることになったのである。以下、この論文の内容を簡単に紹介しよう。

論文はA4版数十ページと充実した表四〇と図一〇からなるもので、豊かな社会での働き過ぎと題する序章以下、勤労者の健康状態（第一章）、「過労死」の実態（第二章）、労働時間についての比較検討（第三章）、労災補償の制度と課題（第四章）、防災努力と保険の仕組み（第五章）、医学的知見と働き過ぎ（第六章）、価値観と日本人の働き過ぎ（第七章）、具体的な改善策（第八章）という章だてとなっている。新聞の見出しとなった「過労死」の認定基準以外に、政府の統計データにもとづく労働時間の分析や、現在の医学的知見についてストレスを中心としてまとめ、日本の経営の問題についても分析を試み、標題のとおりトータルな分析で「働き過ぎ社会」

の改善策にせまったものとなっている。

## 統計で隠れたサービス残業

労働時間の分析では、労働省が行っている毎月勤労統計（一般に毎勤統計と呼ばれている。）による平均労働時間のデータと、総務庁が行っている労働力調査の平均労働時間のデータを比較検討し、その差が年間にして三〇〇時間以上あることを指摘している。そして、この大きな間差の原因について、毎勤統計が企業側からの調査によるものであるのに対し、労働力調査が労働者個人からの調査であることをあげ、いわゆる「サービス残業」と「風呂敷

残業」、そして手当のつかない中間管理職の残業が最大のものであると推論している。

筆者はさらに分析を進め、産業ごとにその差を検討したところ、金融・保険業の男性ではその差がなんと五四七時間にもなり、毎勤統計では年間一九一三時間と総実労働時間の最下位の業種になっているのに、労働力調査では二四六〇時間と上位業種となっている。このことは筆者の推論を裏付けるものといつてよいだろう。

### 六人に一人が「超長時間労働」に

結局、労働時間の実態に近いと考えられる労働力調査のデータをもとに分析を進めているが、平均労働時間が短縮傾向にあるかのような昨今の各種評価に対し、具体的な分析をもとに、隠れてしまっている実情を

明らかにしている。データを男性雇用者という枠で見ると、週平均六〇時間以上、年間換算三二二〇時間以上働く「超長時間労働」に従事している雇用者が、昭和六三年から平成元年では六八五万人に達し全体の四人に一人、景気が低迷している平成四年でも五二八万人と全体の六人に一人ということになる。データ上で

平均年間労働時間が減少傾向にあるように見えるが、実は短時間労働者が増加していることにより相殺されていることによるものであるとした。

また、深夜・変則勤務の実態についても、すでに出されている調査データをもとにふれている。ドイツやフランスの自動車製造業、道路貨物運送業に従事する労働者と日本の同種労働者の勤務時間を比較して、その対比を明らかにしている。どの時間帯に働いているかを調査したもののだが、たとえば深夜の午前三時台にドイツの運転手は一四％、フラン

スは四％が働いているが、日本はなんと四四％が働いている。それに対し昼の午前一時台ではドイツが七〇％、フランスが六〇％なのに対し、日本は二四％である。日本の労働者の働き方がいかに異常であるかを示したものとなっている。

### 労災認定を増やすべき

このように労働時間に関する分析で日本の労働者の働き過ぎの実態を明らかにした上で、労災補償制度についての分析等を行い、防止策を検討する。制度的な防止策としては、二つをあげている。

一つは注目された脳・心臓疾患の労災認定基準の緩和である。この論文の試算は、平均的な保険金支給額を算出するためにモデルケースを設定する。被災者は男性で、四五歳で死亡、遺族は妻（余命四〇年）、第

一子（一六歳）、第二子（一四歳）の三人、月給は四〇万円、ボーナスは年間一六〇万円とすると、この遺族への様々な給付額を合算した総支給額は八八〇四万円となる。それをもとに、年間で二〇〇人、一〇〇〇人、五〇〇〇人にそれぞれ支給決定した場合の全体の支給額を計算する。そして、それを労災保険財政の現状と重ね合わせる。その結果、大雑把ではあるが一〇〇〇件程度は支給しても、現在の労災保険料率の体制で対応可能だというのである。

興味がわくのは、前の保険料率設定の際の根拠となった労働省の諮問機関の報告では、年金制度が導入されて以降、まだ年が浅く、全体の年金受給者の数が増えるものと推測しているが、この試算では最近の労災保険支給額の統計から見て、災害発生数が減ったことに相殺され、増加傾向がなくなっているとしていることである。したがって、もともとの

労働省試算で決められた料率では、おつりがくるといわけだ。

もちろんこの提言は、あくまで保険財政の検討のみにもとづくものであり、業務上外認定の判断基準として労働省がとっている相当因果関係論をどうするかという問題、他の職業病認定の基準の問題などを捨象しているのも、もともと限界があるのは確かだが、聞くに値する貴重な分析といえよう。

#### 時短促進料率の設定

また、この論文が提言する二つ目の策は、労災保険料率に「時短促進料率」として、新たに千分の一を上乗せするというものだ。ただし、①サービスク業がない、②時短計画を策定している、③それらをその会社の労働者代表が認めているという条件があれば免除する。確かに現行の

労災保険料率で制度化されているメリット制度は、給付という結果に対して適用されるもので、予防の効果については議論のあるところだ。しかしまた、たとえこうした制度を設けたとしても、現在の日本の雇用慣行のもとで、どれだけの効果があがるだろうか。大いに疑問が残る。

このほか、労働者個人のストレス対策、日本の経営における働き方の問題など示唆に富む内容が含まれており、現在の過労死をめぐる議論に新たなたたき台を提供したものとされている。また、ここでいくつか紹介したが、論文中の表や図がいずれも充実したもので、それ自体で示唆にとむものとなっている。いずれにしる一読の価値がある文献といえる。なおこの論文は、経済企画庁経済研究所編集、大蔵省印刷局発行の雑誌「経済分析」の一三三号（平成六年二月発行）に全文が掲載されている。

## 西宮労基署の業務外決定に対し

### 神戸地裁に提訴！(四・六)

年間総労働時間六〇〇〇時間という異常なまでの長時間労働の末に死亡したタンクローリー運転手藤原さんの「過労死」認定を求める闘いが支援共闘会議を中心に闘われているが、業務外決定を下した西宮労基署長を相手に労災保険不支給処分を取り消しを求める行政訴訟が去る四月六日に起こされた。

提訴当日は、朝から神戸地裁前に全港湾を中心とする多くの仲間がかけつけ、また、この常識はずれのこの事件の取材に訪れたマスコミの取り囲む中で、訴状が手渡された。

引き続き、地裁から会場を移して、藤原「過労死」認定提訴決起集会在が開催された。冒頭、支援共闘議長から、今回の認定闘争を、労働行政を労働者

を保護するという本来の立場に立たせる取り組みとしたいと挨拶があった。

続いて、遺族の陳述書が読み上げられた。「一旦、長距離運転から帰るとまた長距離運転に出ることもしばしばで、一週間の大半を車内で過ごすことはしょっちゅうありました。：働かせるだけ働かせておいて後は知らないという(会社の)態度に私は情けなく悔しくて仕方ありませんでした。：この冷たい会社には責任をはっきり自覚してほしい…」

弁護団からは本上弁護士が、労基局への審査請求後三ヶ月経っても判決が出ないときには行政訴訟を起こすことができるという考えに立って今回提訴しており、現在同様の裁判が各地で起こされている、不誠実な審査官の裁決

をただ待っているのでは意味がないので、この行政訴訟によって、いち早く業務上の結果を得たいと発言した。

その後、会場に集まった参加者からも一層の支援に向けた決意表明が次々となされた。

審査請求代理人、一万人募集中！

最後に司会者から、共闘会議への加入と、現在兵庫労基局に対してなされている審査請求の代理人を一万人を目標に募っており、一人でも多く代理人になるよう呼びかけ、集会を終えた。

いわば「常時忙しい人はその疲労の結果亡くなっても「過労死」には当たらない」という「過労死」認定基準のもつ矛盾を、この事件がはっきりと示している。藤原さんのような働き方は当たり前ともいわれる長距離トラック運転手の労働だが、こうした「働かされ方」をも、この認定闘争を通じて問うていきたい。

皆さんの注目と支援を！

# 前線か写

松原

## 教諭のクモ膜下出血死

八・二九に判決

福山公務災害訴訟

訴訟終盤になつて福山教諭の元同僚、親、生徒による支援運動は、大きく盛り上がった。判決の内容が大きい

四月二十五日、大阪地裁で教員のクモ膜下出血による死亡の業務上外を争う福山公務訴訟の

に忙殺された中学教諭にとつて、職務の負荷が発症の原因と認められる程度であったかどうかという点と、クモ膜下出血という病気が過重な職務負担によつて起こりうるものであるかという点であった。原告側の最終準備書面では、職務の負担の大きさがはっきりしていることを改めて明らかにし、最近にあつてもクモ膜下出血の公務上を認め

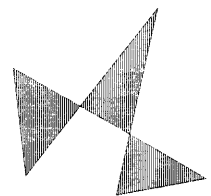
法廷が開かれ、原告と地公災基金大阪府支部双方から最終準備書面が提出され、結審した。判決は八月二十九日午前一〇時に同地裁で言い渡されることになる。この訴訟でこれまで争われてきた主な争点は、学級担任や生徒の生活指導など

た判決や判決が出ていることにもふれ、公務上以外にないことを主張している。

岡山

## 日本産業衛生学会で 外国人労働者医療をテーマにシンポ

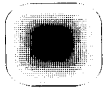
三月二二日、岡山市で開かれた日本産業衛生学会で、外国人労働者の医療問題が取り上げられた。「外国人労働者の医療保障」とくに労災補償を中心として」と題して行われたミニ・シンポジウムがそれぞれ、パネリストは横浜の港町診療所所長の天明佳臣氏、東京都立墨東病院の医療ソーシャルワーカーの高



山俊雄氏、全国労働安全衛生センター事務局長の古谷杉郎氏、それに関西労働者安全センターから西野の四人が務めた。

このテーマについては、

これまでの取り組みによってマスクミ等をにぎわせているが、根本的には問題は一切解決していない。シンポジウムでは、天明氏の港町診療所での健康互助会に五〇力国を超える国籍の労働者が参加している現状などを中心に、その現状が話された。質疑では、労災隠しの予防の対策、入国管理行政との関連などについて活発な質問があった。



## 奈良 頭部挫傷で労災上積み損賠請求 外国人建設労働者の労災

建設現場で作業中、落下物により頭部挫傷の重症の労災に被災、労災保険の障害等級十二級の決定を受けた韓国からの出稼ぎ労働者Yさんが、元請け建設会社に損害賠償請求を求めている交渉で、労働者側が求めた約一三〇〇万円を建設会社が支払うことで、この三月末に示談が成立した。

Yさんは一昨年に観光ビザで来日、一〇月に日雇労働者として奈良市内のビル建設現場で足場解体作業に従事中、落下した鉄パイプが頭部を直撃、以後一年間

かったため、Yさんはセンターに相談を持ちかけたのである。

担当した代理人より二月に会社側に請求を行ったところ、責任を認めため、スピード解決となったものである。資格外就労といえども労災発生の責任に重軽があるわけでなく、こうした民事責任追及の必要性が痛感される。

## 大阪南 使用者側にも参加よびかけ 腰痛予防ベルトの学習会 全港湾関西地本

全港湾関西地本労職対では、三月一八日、広島・友

和クリニックの宇土博医師を招いて、「腰痛予防ベルト



の狙いと効果について」学習会をおこなった。この学習会は、会社側担当者にも参加を呼びかけて行われた。

宇土医師は、腰痛予防ベルトの考案者で、こうしたベルトを作成して患者に、そして腰痛職場に進めてきた経緯を話された。

現在までに、約三〇〇〇人が使用しているというところで、大阪では、当安全センター、松浦診療所く電話〇六（五七四）八〇一〇、玉川診療所く〇七二二（六五）〇一一五）で取り扱っており、二〇〇人以上の人が使用している。

全港湾に典型的な重量物取扱職場ということで導入するところがふえており、腰痛防止、負担軽減に貢献

している。今回の講演会は、会社側の理解をもっと進めて腰痛予防のための保護員としての利用を進めるために企画されたもの。

参加者の中でベルト使用中の方からも「ベルトの効果あり」といった発言もみられた。

## 北摂 摂津市の給食調理員対象に 腰痛学習会

四月四日、摂津市の給食調理員を対象とした腰痛学習会が行われ、摂津市職組合員四三名が参加して、安全センターが講師をつとめた。

オーバーヘッドプロジェクトを使用して、腰痛の基礎知識、腰部に負担のかからない作業姿勢・環境、特に給食職場における腰痛

を防止するという観点からみた職場改善、腰痛予防ベルトなどについて学習した。

給食職場は、腰痛多発職場であり、環境改善を中心とした対策が求められる。

こうした対策は、腰痛のみならず身体的な作業負担を軽減することにもなる。中でも、最近では、現在の調理

場に水をまくいわゆる「湿式」に比べて、水をまかない「完全ドライ方式」が注目されている。この方式は、調理員の作業負担軽減に貢献すると期待されている。

当日、参加した四三名に腰痛に関するアンケートを実施したところ、「現在、腰が痛くなりませんか」という問いに対して、「しばしばなる」4名、「時々なる」二七名、「めったにない」一名であったことは、腰痛予防対策の重要性を示していた。

また、腰痛予防ベルトについて、保護員としての導入を検討しているということだ。



## 実践・労災保険

(第三回)

### 業務上「災害」の範囲 (その3)

#### 四 業務上災害

事業主の管理下にはあるが  
業務に従事していない場合

出勤して仕事をし、帰宅するまでの間、四六時中仕事をしているわけではない。その間には作業を離れ、業務を行っていない時間があるのが普通である。しかし、会社の施設のなかにいる限り、労働者にとって全く私的な時間というわけではなく、事業主の管理の下におかれているといえる。したがって、就業時間外で

はあるが、施設内で発生した災害については、一概に業務と無関係ということはできない。

この場合の災害の原因を考えてみると、天災などの特別の事情がなければ、事業主の支配下、つまり施設内にあることに起因しているか、または労働者の私的な行為に起因しているかのどちらかである。そしてこの施設内にあることに起因する、つまり事業場の施設などが原因となった災害については、業務上災害と認められるということになる。

#### 休憩時間中

労働省の法解釈によれば、「事業

場施設に起因するとは、事業場施設（又はその管理）の状況（欠陥等）に起因することが証明されることである。したがって、この証明がなければ逆に私的行為に起因するとの推定を受けるのが通例である。」とされている。ただし、労働者の個々の行為で、「それ自体としては私的行為であったも、もし就業中であつたならば業務行為に含まれたであろうとみられるもの」、つまり用便等の生理的必要行為、作業と関連がある各種の必要行為、合理的行為については、特に施設の欠陥などの積極的証明がなくとも業務上とすべきとしている。

たとえば、昼休みに工場の前で

キャッチボールをしていたとしよう。ボールを受けそこねて指の骨折をしたとすれば、これはまず業務上とはいいがたい。いくら会社の敷地内といっても、キャッチボール自体は全くの私的な行為であって、それが原因であることがはっきりしているからである。しかしキャッチボールをしていたのが工場に付属している運動場で、その運動場に陥没したところがあつて、足を取られて骨折したというようなケースであれば、施設の欠陥も業務上外の判断の考慮の対象とならう。この場合の判断は、

キャッチボールという私的行為と施設の欠陥のどちらを災害発生原因と認めるかということである。

典型的な事例をあげておこう。砂防えん堤を造る工事に従事していた労働者が、崖下で昼食をとっていたところ、落下してきた岩石に当たって死亡した事例では、危険な作業環境において不完全な施設のもとに

あつたことに起因するものであるとして業務上とされている（昭和三三・二・二二基収五七四号）。

しかし休憩時間中の災害が、原則として事業場施設の不備や欠陥に起因することが証明されないかぎり業務上と認められないというのは、場合によっては不合理な判断結果を導き出すことになる。たとえば、休憩時間中に階段で転倒して怪我をしたという場合を考えよう。補償の対象と認めるためには、階段の欠陥があつてそのせいで転倒したことを証明しなくてはならない。しかし、これが通勤途上に駅構内の階段で転倒したのであれば、「通勤に通常伴う危険」であつたとして、別に階段の欠陥などを証明することもなく、通勤災害としての各種給付の対象となる。

このような差がある理由の法律的根拠をさぐれば、業務上災害の補償が労働基準法により使用者の責任と

して規定されていることに基づくものであるが、通勤途上災害の給付はあくまでも保護とされているということになるのであろう。しかし、通勤災害が通勤も業務にともなう必然的な行為として一九七三年から業務上災害と同様の給付を行うこととした経緯を考えれば、この差は不合理なのである。したがって、休憩時間中の災害については、客観的に明らかな私的行為が原因となつており、業務との関連性がないということでないかぎり業務上とすべきであらう。

参考になる具体的事例としては、休憩時間中に業務に従事していた宮林局の女子事務員がキャッチボールの球がそれて当たつたことにより負傷した事故で、中庭でのキャッチボールについて危険防止策をとらなかつた点に管理上の瑕疵があるとして公務上となつたケースがある（東京地裁昭和四六・八・二三判決）。このケースは、休憩時間とはいえ業

務をしていたことが判断上のポイントとなつてゐるものと思われるが、そうでなければ単なる第三者による災害として業務とは認められなかつた可能性が高い。また、この事例は裁判所で逆転したもので、国家公務員災害補償の審査機関である人事院では認められていなかったのである。

### 事業場施設の利用中

事業場施設の利用中も、その施設の不備や欠陥が原因となつて発生したことが証明される災害については、業務上と判断されることになる。事業場施設には、建物、敷地、作業用設備などのほか、労働者の利用に供せられるものとして、更衣所、便所、洗面所、食堂、風呂場、休憩所、娯楽室、運動設備、通勤専用バスその他の福利施設、また医療設備や事業付属の寄宿舎などがある。

会社の寮で発生した火災による死

亡の事例がある。その一二人が寄宿していたが、翌日が休日のため九人は外出し、被災者の〇のほか二人が残つた。夕方から三人はストーブをかこんで酒を飲みはじめたが、〇は焼酎を四合ほど飲んだところでろれつが廻らなくなり、座つていてもふらふらする程まで酔つた。〇は部屋に自室にもどり就寝したが午後八時ごろ出火し、全身火傷を負い死亡した。火災原因については、状況から〇が誤つてストーブに布団を接触させたことから引火したものと考えられ、泥酔状態であつたことから発見が遅れたものとみられる。これについての業務上外判断は、つぎのようになされてゐる。

被災労働者は、事業附属寄宿舎に起居をしている限りでは、事業主の管理下におかれてゐるものと解せられ、本件災害は、事業場施設の管理の状況に起因して生じたものと認められる（昭和三九・一二・二六基収

五七五四号）。

同様に、事業場の火災による住み込み労働者の死亡事故についても施設の状況に起因する火災として業務上と判断されている（昭和四一・五・二三基収三五二〇号）のだが、これが会社が借り上げているアパートでの火災であればどうだろう。事業に附属する福利施設とはいいがたく、したがつて管理下にあつたといえる可能性は少ないだろう。判断するとすれば、事業主の管理の及ぶ程度がどの程度であつたかということである。たとえば、事実上は事業の必要上設置している事務所同然で、不特定の従業員が必要に応じて泊まるといふものであれば可能性がでるが、単に借り与えたというのであれば認められないことになる。

事業場における給食の中毒は、その給食がたとえ外部の業者によるものであると、事業主の衛生管理上の不注意に含まれるとして業務上と

判断されることになる。また、事業場の行う健康診断を受けるような場合、その施設の状態、診断方法、治療処置などに原因する災害は業務上となる。事例としては、事業場において業務命令をもって実施したパラチフス予防接種によるアレルギーショック死が業務上とされたケース（労審昭和三五・三・三一裁決昭和三三三勞一七二号）があげられる。

### 事業場施設内で行動中

休憩時間や附属施設以外にも、事業場内にいるときというのは多いものだ。とりわけ日本の職場では、仕事が始まるより前に余裕をもって出勤し、仕事が終わってもすぐ帰らないことが、あたかも美德であるかのような感覚があったりする。また、労働組合活動の諸行動は、事業場内でかなりの時間を割いて行われている。

この時間中に起きた災害についても同じように、事業場施設の不備や欠陥に起因することが証明されないかぎり業務上とは認められないとされている。しかし、これについても休憩時間について述べているように、明らかな不合理な判断がされている。

炭坑の坑内夫が作業終了後、帰宅しようとして事業場構内の坂道の階段を歩行中、足を踏みはずして転倒、足間接を捻挫した事故では、事業場の設備の不完全によって生じた断ずべき事情もなく、単に本人が誤って足を踏みはずしたとみるのが相当であって、業務上とはいいたいと判断されている（昭和二三・六・二五基収二一一一号）。また、暗闇の中を無灯火の自転車で退勤のため事業場敷地内の道路を通行中、前方を歩いていた同僚に追突、転倒して頭を強打して死亡した事例では、街灯が故障していたことが直ちに事業主の

設備の欠陥は認められず、自転車の無灯火運転など被災者の行為こそが原因をなすと認めるほかないとして業務外とされた（労審昭和三七・八・三一裁決昭和三五勞一五九号）。この二例とも通勤災害の保護制度ができる前の事例ではあるが、もし会社の敷地を少しでも出たところで同じ条件で事故が発生したとすれば、通勤災害と認められる事例であり、現在でもこのような判断がなされるとすれば、著しく均衡を欠くことになる。

# 快適な職場環境について考えよう ③

熊谷信二（大阪府立公衆衛生研究所 労働衛生部）

## 4 音

今回は騒音について考えて見ましょう。音は人間の生活にとって重要なものです。人との意志疎通は主に声で行います。また、音楽は人間の感情生活にとってなくてはならないものです。職場の中でも、クレーンの動きを知らせるサイレン音や火災報知器のベル音などは災害防止の上でも役に立ちま



図1 普通騒音計

す。しかし、職場環境の中には必要のない音もかなりあります。それが人間に対して有害な影響や不快感を与える場合、「騒音」と呼ばれます。

### A 音の有害性

強大な騒音を長期にわたり受けていると難聴になります。これは音を聴く細胞が損傷を受けるためです。この細胞は再生や修復がききません。

騒音が原因による難聴は、最初高い音が聞こえにくくなり、音がぼやけたり、ひずんで聞こえたりするようになります。このため声は聞こえ

るけれども言っていることが分からないということになります。騒音職場で働いている皆さんの中でこんな症状がでてきたら要注意です。進行すると、低い音も聞こえにくくなります。

本人はなかなか気がつきません。家族から「テレビのボリュームを上げすぎる」と言われるようだとかなり進行している可能性があります。

多くの場合、難聴の前に「耳鳴り」が起こります。ややかん高く、セミの鳴き声やジェット機のキーンという音などと表現されます。夜、布団に入ってから自覚することが多く、そのため眠れないという訴えがあります。

騒音は心拍数を増加させるとともに、血管を収縮させ、血圧を上昇させると考えられています。また、ホルモンの分泌を異常に高めたり、筋肉を緊

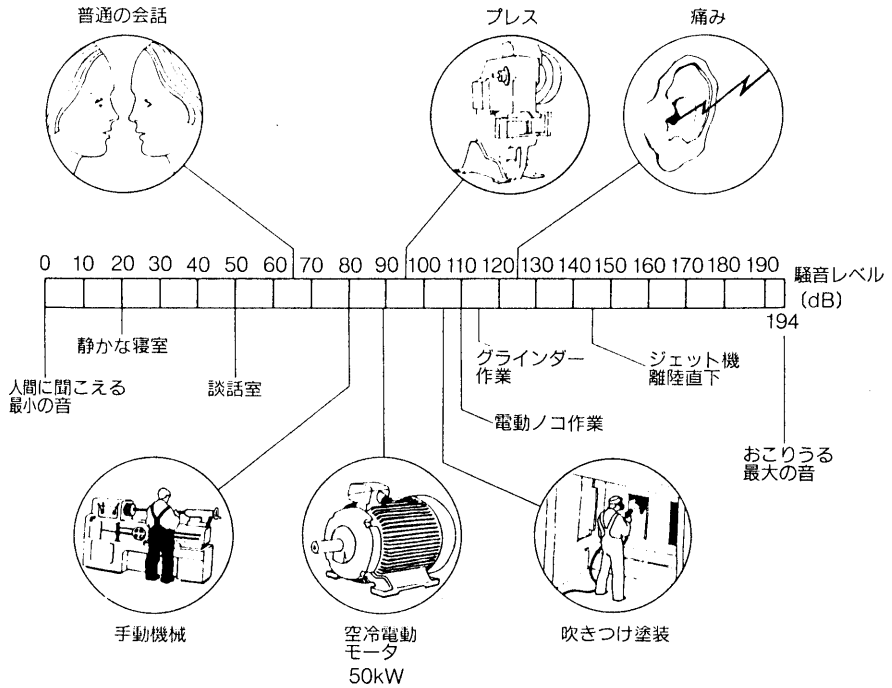


図 2

表 1 騒音レベルによる許容基準 (日本産業衛生学会, 1991)

ばく露時間 (分)	許容騒音レベル (dBA)
~480	85
~240	88
~120	91
~ 60	94
~ 30	97

## B 騒音の評価

騒音職場では、労働安全衛生法により事業主に騒音測定が義務付けられています。図1のような騒音計を持って会社の安全担当者が職場を回っているのを見かけることがあるでしょう。測っているのは「騒音レベル」です。単位はdB(デシベル)です。図2を見ると騒音レベルの程度がわかります。騒音レベルが一〇dB増加すると、人間の耳には二倍の大きさに聞こえます。

音は二つの観点から評価されます。

一つは騒音性難聴の発生を防止する観点です。表1は日本産業衛生学会が定めている許容基準です。たとえば、ある製鋼工場で騒音を測定したら図3のような結果となりました。約一一五dB程度の騒音です。明らかに基準を超えており、今すぐ対策が必要です。

もう一つは、事務室のように表1の基準よりも騒音は低く騒音性難聴が発生することはないけれども、やはり騒

張させたりして、他の器官に対するストレスにもなります。もちろんこのような身体的な影響だけでなく、仕事の進行にも影響します。

のです。また、周囲がうるさいと電話の音が聞き取りにくく、イライラします。したがって快適な職場環境の形成には騒音対策は重要なポイントです。

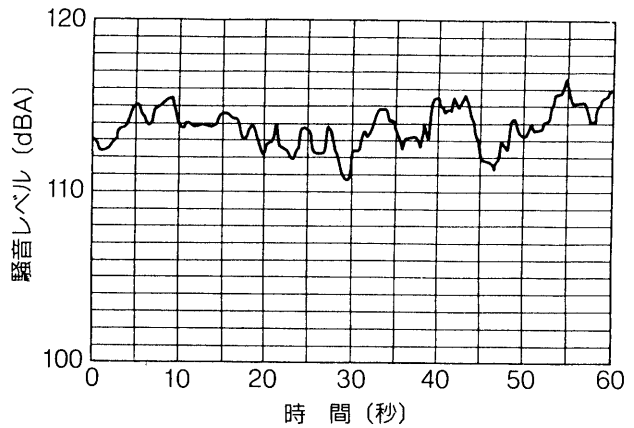


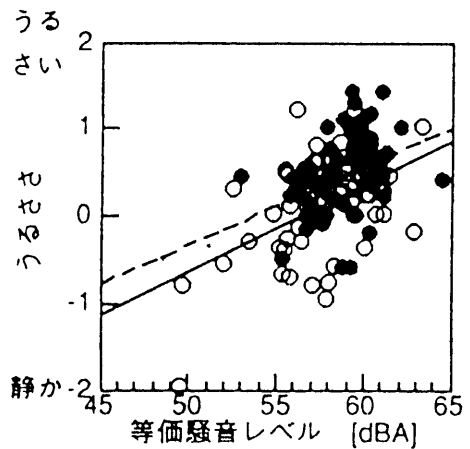
図3 製鋼工場の騒音（資料提供：平野工材K.K.）

音のために快適に仕事ができないというような場合の評価です。表2に、要求される音響条件と騒音レベルの推奨値を示しました。図4は東京都内の事務所での騒音調査の例です。ほとんどの事務所が五五〜六〇dBです。「ほぼ適当な聴取条件」に当てはまりますが、「会話、電話通話の許容限界」にも相当します。一般に日本の事務所は欧米に比較してうるさいと言われています。

表2 各種室内のPNC推奨値（抄）

要求される音響条件	部屋の種類	PNC	騒音レベル (dBA)
すぐれた聴取条件 良好に聞こえる	大オーデトリウム 大集会場, 事務室, 50人の会議室	20以下	30以下
よい聴取条件	事務室(専用室), 小会議室, 図書館	35以下	42以下
ほぼよい聴取条件	大事務室	35~45	42~52
適当な聴取条件	製図室, 秘書スペース	40~50	47~56
ほぼ適当な聴取条件	事務室, コンピュータ室	45~55	52~61
会話, 電話通話の許容限界	店舗, 作業場	50~60	56~66
会話, 電話伝達を必要としない		60~70	66~80

欧米では五〇dB以下がほとんどであり、逆に静かすぎるとBGMを流すこともあるようです。



日本の事務所：50～65dB

図4

### C 騒音対策

騒音対策は音源対策、反射防止対策、および伝搬経路対策に分けられます。それぞれについて例をあげながら説明しましょう。

#### ①音源対策

騒音対策にはまず第一に音源対策が必要です。振動する部分を小さくしたり固定したりする。鉛などの制振材をもちいて振動を抑える。機械そのもの



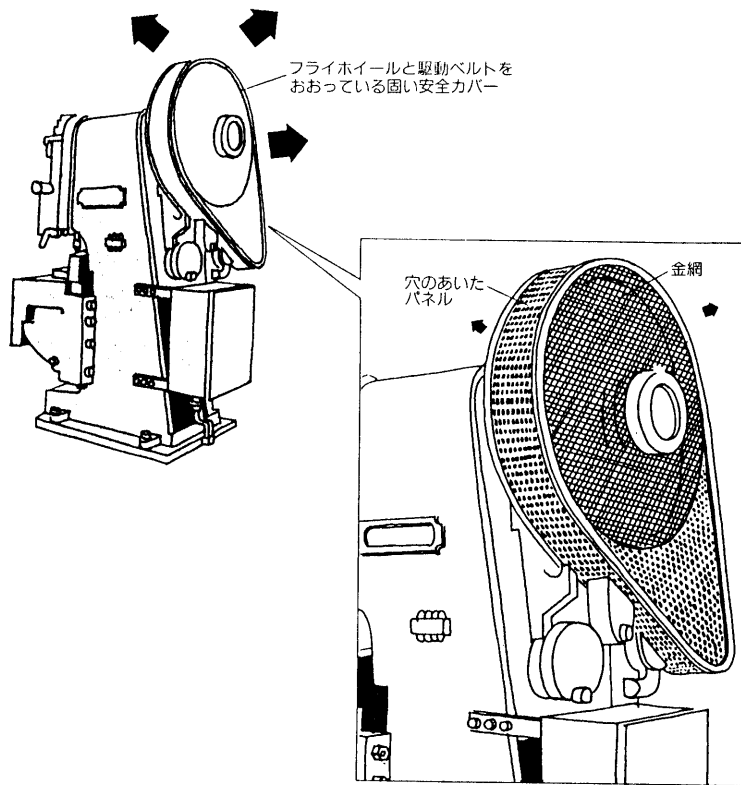


図 5

にカバーをかぶせる。などが考えられます。  
 図5を見て下さい。プレスのフライホイールと駆動ベルトをおおう安全カバーが、おもな騒音源になっています。カバーは固い金属板できています。

安全カバーを穴のあいた金属板と金網製のものに取り替えたところ、騒音は減少しました。  
 図6はベルトコンベアの例です。スチール製の部品がコンベアで保管箱に運ばれてきています。箱が空の場合に

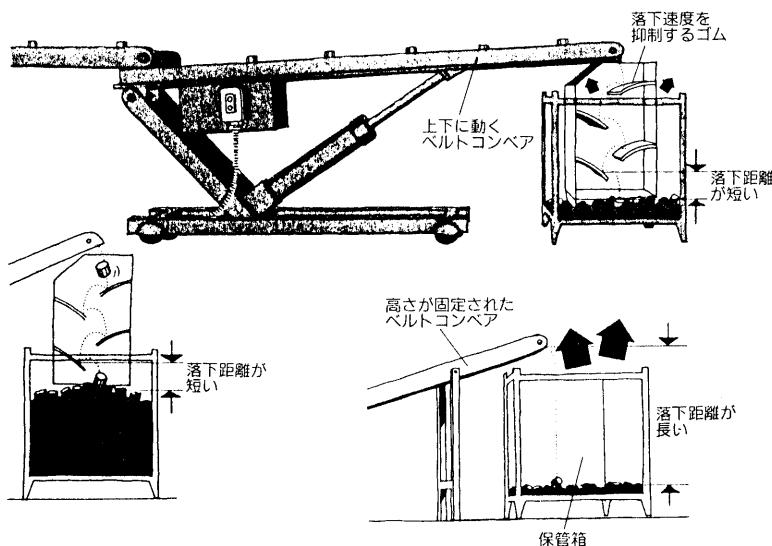
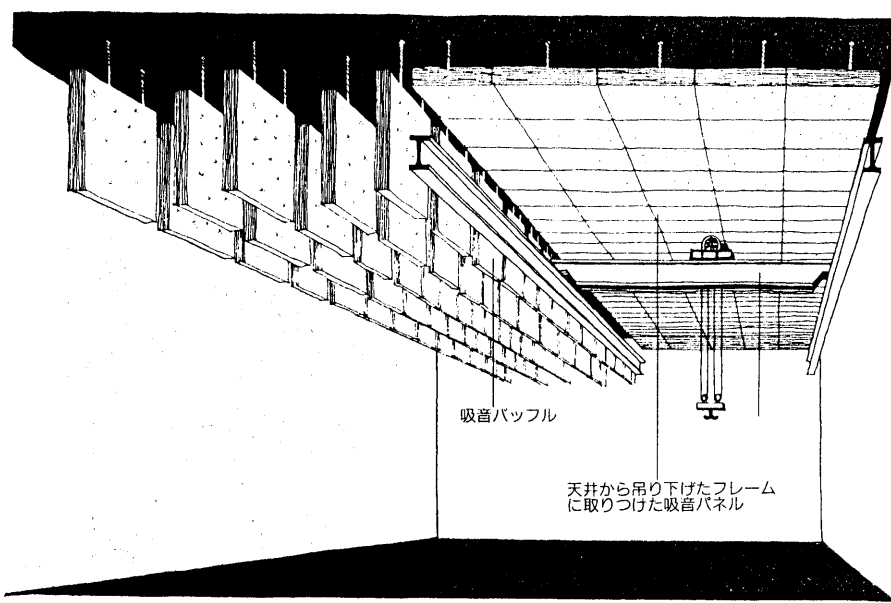


図 6

は、落下距離が長くなり、大きな騒音が出ます。油圧式のシステムを導入し、コンベアを上下させるようにしました。部品はベルトからドラムを通して落下しますが、中に取り付けられたゴム板にぶつかり、落下速度が遅くなり

ました。このベルトコンベアは自動的  
に上下するようになっています。

② 反射防止対策



騒音源から発生した音は作業場に拡  
がります。作業場の壁面や天井が音を  
反射すると反響して音が大きくなりま  
す。そこで音を吸収する材質のものに  
します。図7は工場での反  
射防止対策に一例です。

図7

③ 伝搬経路対策

1つの作業場で発生した  
音が壁や床を伝わって他の  
作業場にも被害をもたらす  
ことがあります。中央管理  
方式の空調を使用している  
場合には、ダクトが建物全  
体を貫いています。このた  
めダクトが音の伝搬経路と  
なります。図8はダクトの  
内部に吸音材を張り付けた  
ものです。

以上、簡単な騒音対策を  
示しました。この他にも様  
々な方法があります。オー  
ム社発行の「現場の騒音対

策」はイラスト入りでわかりやすく解  
説されており、実際に職場で騒音対策  
を考える場合のヒントになります。こ  
れらを参考にして自分たちで改善のア  
イデアを考え実施してみましよう。

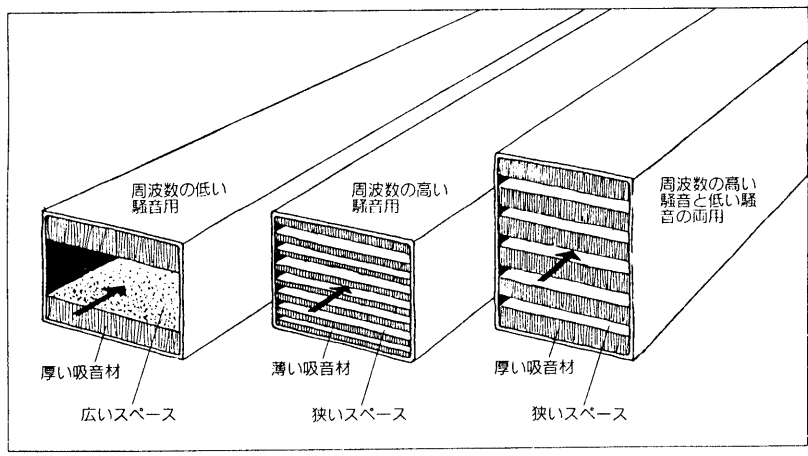


図8

# 三月の新聞記事から

三・四

昨年八月のJR東海道新幹線の作業車追突事故で、浜松東署は居眠り運転が原因として、運転手ら二人を業務上過失傷害容疑で書類送検。

寝屋川市の郵便局に刃物をもった強盗が押し入り、局長代理らが重軽傷。

三・五

労働省が、男女雇用機会均等法に基づく指針と、労基法の女子保護規定の改定内容を発表。女子の時間外労働の上限拡大、深夜業の認められる業務の拡大等が内容。

グリーンピースによると、アスベスト、PCBなど大量の有害廃棄物が欧米諸国や日本からアジア各国へ投棄されている。

三・一一

岩手トンネルじん肺訴訟が、提訴六年で和解解決。

東京の上場全企業では、職場でのエイズ教育の必要性はほとんどの企業が認めるが、実施は四割。(職場でのエイズ教育のあり方研究会調査)

三・一二

盛岡市職員の死亡に地公災基金岩手県支部審査会が公務上と認める裁判。

三・一五

黒海に通じるボスボラス海峡で石油タンカー二隻が衝突、炎上、少なくとも五人が死亡、二二人が負傷。

三・一八

豊中市の中国自動車道で、機材の撤収作業をしていた建設作業員が大型トラックにはねられ死亡、他三人も重軽傷。

三・一九

九三人の死者を出した八一年十月の北炭夕張ガス突出事故で、11遺族が国と北炭らを相手に損害賠償を求めた訴訟で、北炭が一億三二〇〇万円を支払うことで和解。

新幹線車内での清掃作業従事者の脳内出血死亡への労災不支給処分を不服として、処分の取消を求めた訴訟で、大阪高裁は過労死と認め、地裁判決を覆す判決。

三・二三

東京の松尾じん肺訴訟で最高裁は日鉄鉱業の上告を棄却、三患者の勝訴が確定。

三・二五

じん肺になった「ワタリ鉱員」が、鉄建建設、熊谷組、ハリマセラミックの三社を相手に損害賠償を求めていた訴訟で、鉄建建設と熊谷組の二社と和解成立。

三・二六

手話通訳で頸肩腕障害を発症した女性に京都上労基署が業務上認定。札幌中央労基署でも手話通訳者に業務上認定。手話通訳業務への業務上認定は全国で初めて。

三・三一

フランスのツーロン沖を航行中の原子力潜水艦で事故が発生、兵士一〇人が死亡。原子炉部分に影響はないという。

## 関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284  
〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円
	2部 4800円
	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672